

本規約は、エフサポーター（以下「当方」という。）が運営する WEB サイト「postman.email」（以下「本サイト」という。）にて本サイトのメルマガ発行システムを使用して自身のメルマガを発行するサービス（以下「発行サービス」という）を利用する本サイト会員（以下「メルマガ発行者」という。）と当方との間の一切の關係に適用されます。

## 第1章 総則

### 第1条（発行できないメルマガ、禁止行為）

1.メルマガ発行者は、以下の各号のいずれかに該当するメルマガを発行できません。

- ①自身が発行する他のメルマガと同一又は酷似する内容のもの
- ②他人が発行するメルマガと類似する名称又は内容のもの
- ③広告収入を得ることが主目的のもの、著しく広告掲載が多いもの又はダイレクトメールまがいのもの
- ④サイドビジネスを紹介する内容のものうち、ビジネスの具体的な業務内容又は販売商品等が明記されていないもの
- ⑤他人の名誉又は信用を毀損するもの若しくはそのおそれのあるもの、他人を誹謗中傷するもの若しくはそのおそれのあるもの又は差別的な内容のもの
- ⑥他人の営業を妨害することを目的とするもの又は他人の営業を妨害する恐れのある表現等を含むもの
- ⑦わいせつな表現若しくはリンクを含むもの又はわいせつな物品の販売や頒布を行うもの
- ⑧暴力的な表現等を含むもの
- ⑨宗教の布教を目的とするもの又は宗教団体若しくは政治結社等への勧誘を目的とするもの
- ⑩連鎖販売取引、ねずみ講若しくはネットワークビジネスの紹介又は勧誘目的のもの
- ⑪公序良俗に反する内容のもの
- ⑫違法行為や反社会的行為を行い、又は助長するおそれがあるもの
- ⑬承諾を得ていない個人情報を開示するもの
- ⑭他人の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑮その他、当方が不適當と認める内容のもの

2.メルマガ発行者は、以下の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。

- ①発行するメルマガと同一または類似の内容のコンテンツを他のサイト等から配信又は他サイトに掲載すること
- ②発行するメルマガと同一または類似の内容のコンテンツを他のサイト等で販売すること
- ③発行するメルマガのコンテンツ内で他のメルマガ提供サイト等への誘導を行うこと
- ④自身のメルマガに登録する者（以下「読者」という。）からの質問を当該読者の事前の承諾なく掲載すること（ただし、質問への回答をコンテンツとしている場合を除く。）

3.当方は、前2項に該当する恐れのあるメルマガ若しくは行為を発見した場合又は読者からクレーム等がなされた場合、当該メルマガの次回以降の発行を一時的に停止して、当該メルマガについて調査することができるものとします。

4.調査の結果、第1項又は第2項の各号のいずれかに該当する事実が発見された場合には、当該メルマガ発行者に対して改善指示、警告等を行うことができます。

5.当方は、メルマガ発行者が前項の改善指示等に従わない場合又は違反するメルマガを再度発行した場合、当該メルマガを強制廃刊にできるものとします。

## 第2条（メルマガ発行者の責務）

1.メルマガ発行者は、自身が発行するメルマガの内容等について、すべての責任を負うものとします。メルマガ発行者は、自身が発行するメルマガに起因して生じるすべての損害をすべて自身の責任及び費用にて賠償する責任を負うものとし、当方は、一切責任を負わないものとします。

2.メルマガ発行者は、自身が発行するメルマガについて質問、問い合わせ、クレーム等がなされた場合、責任をもって誠実に回答及び対応をしなければなりません。

3.当方は、前項のメルマガ発行者の不誠実な対応等について読者等からクレームが頻発する場合、当該メルマガ発行者に対して改善指示、警告等を行うことができます。なお、当方は、当該指示等を行った後も当該発行者に対するクレーム等が頻発する場合又はメルマガ発行者に当該指示等に従う意思が確認できない場合、当該メルマガを強制廃刊にできるものとします。

## 第3条（当方が提供する業務）

1.当方は、メルマガ発行者に対して、発行サービスを介して次の各号の業務を提供するものとします。

- ①メルマガ登録申込、解除等の受付業務
- ②読者に対するサポート業務
- ③配信システムの運営業務

2.前項1号の登録申込の諾否は、当方の権限において行われるものとし、メルマガ発行者は、これに異議を申し立てないものとします。

## 第4条（発行日の変更、休刊、廃刊）

1.メルマガ発行者は、自身が発行するメルマガの一時的に配信を停止する場合、当方が定める手段により休刊手続きをしなければなりません。また、メルマガ発行者は、メルマガの休刊につき、読者に対して、メルマガ内での告知等をする義務を負うものとします。

2.休刊中のメルマガの発行者は、当方が定める手段により当該メルマガの復刊を行うことができます。

3.メルマガ発行者は、自身が発行するメルマガの継続的な配信を終了する場合、当方が定める手段により廃刊手続きをしなければなりません。また、メルマガ発行者は、メルマガの廃刊につき、読者に対して、メルマガ内での告知等をする義務を負うものとします。

## 第5条（強制廃刊）

1.当方は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当該メルマガを強制廃刊にできるものとします。

- ①第1条3項の一時的な発行を停止した場合で、当方が定める期間内に当該事由の改善がなされない場合
- ②メルマガ発行者が第2条に定める義務等を履行しなかった場合
- ③メルマガ発行者が会員規約第11条により退会した場合
- ④メルマガ発行者が会員規約第15条の処分を受けた場合
- ⑤メルマガ発行者の利用者情報等について虚偽が発見された場合

2.当方は、前項1号、2号又は5号の事由によりメルマガを強制廃刊にした場合で、かつ悪質であると当方が判断するときは、当該メルマガ発行者に対して、会員規約第15条に基づく処分を課すことができます。

## 第2章 メルマガ

### 第6条（メルマガの注意事項）

- 1.発行者は、メルマガに掲載される広告の選定等について、異議等を申し立てることが一切できないものとします。
- 2.メルマガの発行者は、自身のメルマガに掲載された広告について、当方又は当該広告主に対して、広告掲載の対価等を請求してはなりません。

### 第7条（メルマガの発行者登録）

- 1.メルマガの発行を希望する会員は、当方が定める手段によりメルマガの発行申込をするものとします。なお、会員は、当該申込に際して、利用者情報の登録を完了していなければなりません。
- 2.メルマガの発行申込をした会員は、当方が当該申込を承諾した時点で正式に無料メルマガ発行者として登録され、メルマガを発行できるものとします。
- 3.当方は、無料メルマガの発行申込をした会員が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該申込を拒絶できるものとします。
  - ①過去に自身が発行するメルマガを強制廃刊にされたことがある場合
  - ②過去に読者に対する不誠意対応等について当方より警告等を受けたことがある場合
  - ③その他、発行者として不適切であると当方が判断した場合

## 第3章 全般

### 第8条（著作権の所在、ライセンス規定）

- 1.メルマガ発行者が発行するメルマガの著作権は、当該メルマガ発行者に帰属します。
- 2.メルマガの著作権者がメルマガ発行者と異なる場合、メルマガ発行者は、第9条の規定を著作権者に同意させるものとします。メルマガ発行者が自身のメルマガの著作権を他人に譲渡する場合においても、同様とします。
- 3.メルマガ発行者が著作権者に第9条の規定を同意させることなく、メルマガを発行したことにより生じた争いについて、当方は、一切責任を負わないものとします。
- 4.当方は、すべてのメルマガについて、読者が個人使用目的の範囲内で当該メルマガを自由に使用する限りにおいて、メルマガの使用許諾を与える旨会員規約及び無料メルマガ読者登録規約にて規定しています。メルマガ発行者は、これと異なるライセンス規定を設定する場合、当該メルマガの紹介ページ等においてライセンス規定を明記しなければなりません。
- 5.メルマガ発行者は、前項の独自のライセンス規定をすべて自身の責任において設定しなければなりません。
- 6.当方は、メルマガ発行者独自のライセンス規定に起因して発生する損害等について、一切責任を負わないものとします。

### 第9条（当方によるメルマガの利用）

- 1.メルマガの著作権を有するメルマガ発行者は、当方が当該メルマガを次の各号に掲げる方法で使用することに

ついて、当方に対して、無償且つ無期限にて許諾を与えるものとし、いかなる場合も当方に対しロイヤルティ、対価等を請求しないものとします。

①メルマガの配信のために複製を作成すること

②メルマガの配信完了後、当該メルマガの複製を当方のサーバーに保持すること（メルマガの廃刊後においても同様とします。）

③メルマガを、本サイト及びオフィシャルメルマガ等に掲載し紹介すること

④その他、当方のサービス上必要な範囲で使用すること（ただし、この場合、当方は、著作権を不当に害することのないよう配慮するものとします。）

2.メルマガ発行者は、当方が前項の目的でメルマガを使用する限りにおいて、当方に対し著作者人格権を行使しないものとします。

#### 第10条（権利譲渡の禁止、免責事項）

1.メルマガ発行者は、メルマガ発行に係る権利、義務の一部または全部を第三者に譲渡、貸与、名義変更、販売又は質入等をしてはなりません。

2.メルマガ発行者は、メルマガ記事の作成業務等を第三者に委託する場合、当該委託先の行為等について、当該委託先と連帯して責任を負うものとします。

3.メルマガ発行者が自身の発行するメルマガ内に、第三者からの記事、広告等を掲載する場合、当該第三者とメルマガ発行者との間、メルマガ発行者と読者との間若しくはメルマガ発行者と他の第三者との間でトラブル等が発生したときでも、当方は、一切責任を負わないものとします。

#### 第11条（合意管轄・準拠法）

1.本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

2.メルマガ発行者は、本規約に関連して紛争等が発生した場合、当方を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意するものとします。

#### 第12条（本規約の変更）

1.当方は、メルマガ発行者に対して、事前に何らの通知を行うことなく、本規約を変更できるものとします。

2.本規約を変更する場合、当方は、変更後の規約を本サイト上に掲載することをもって、本規約の変更を通知します。

3.メルマガ発行者は、本サイト又は発行サービスを利用するごとに本規約を確認するものとします。当方は、本規約の変更後、メルマガ発行者が本サイト又は発行サービスを利用したことをもって、当該メルマガ発行者が本規約の変更を確認し、同意したものとみなすことができます。

（平成25年6月1日制定）